

議案第 14 号

北名古屋市子育て支援センター設置条例の一部改正について

北名古屋市子育て支援センター設置条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定めるものとする。

平成 31 年 2 月 25 日

北名古屋市長 長 瀬 保

提案理由

この案を提出するのは、地域子育て支援事業として、新たに子育て支援センターを設置するにあたり、事業内容の一部を見直し、規定の整備を行うため、本条例の一部を改める必要があるからである。

北名古屋市子育て支援センター設置条例の一部を改正する条例

北名古屋市子育て支援センター設置条例（平成１８年北名古屋市条例第１００号）の一部を次のように改正する。

第３条及び第４条を削り、第２条の次に次の１条を加える。

（事業）

第３条 センターは、次に掲げる事業を行う。

- (1) 親子の交流の場の提供及び交流の促進に関すること。
- (2) 子育ての相談に関する助言及び援助に関すること。
- (3) 子育てに関する援助活動の支援に関すること。
- (4) 子育てに関する情報の収集及び提供に関すること。
- (5) 子育て及び子育て支援に関する講習等の実施に関すること。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要であると認めること。

第５条第１号を削り、同条第２号中「児童」を「乳幼児」に改め、同号を同条第１号とし、同条第３号中「前２号」を「前号」に改め、同号を同条第２号とし、同条を第４条とし、同条の次に次の１条を加える。

（事業の委託）

第５条 市長は、この事業の適切な運営が確保できると認める団体に事業の全部又は一部を委託することができる。

第７条第２号及び第１２条中「き損し」を「毀損し」に改める。

別表に次のように加える。

北名古屋市健康ドーム 子育て支援センター	北名古屋市九之坪笹塚１番地（北名古屋市健康 ドーム内）
-------------------------	--------------------------------

附 則

（施行期日）

- １ この条例は、平成３１年４月１日から施行する。

（準備行為）

- ２ 改正後の条例の規定に基づく処分、手続その他の行為は、この条例の施行の日前においても行うことができる。